

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるとその翌日)

目 次

◇規 則 市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
(市町村振興課)

公布された規則のあらまし

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
一 各市町村の普通交付税の額の算出に用いる基準財政収入額のうち、次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第二条、第五条関係)
(一) 市町村民税の所得割に係る基準税額
(二) 市町村たばこ税に係る基準税額
(三) 自動車取得税交付金に係る基準額
二 各市町村の地方特例交付金の額の算出に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法を定めることとした。(第六条関係)
三 その他所要の規定の整備をすることとした。

規 則

四 この規則は、公布の日から施行し、平成十一年度分の普通交付税及び地方特例交付金から適用することとした。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第五十五号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則

第一条中「省令」という。を「交付税省令」という。及び地方特例交付金に関する省令(平成十一年自治省令第十五号)に改め、「地方交付税のうち」を削り、「基準額」の下に「並びに地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額」を加える。

第二条中「基準額」の下に「並びに市町村たばこ税増収見込額」を加える。

第三条中「省令」を「交付税省令」に改め、同条の算式中「93,264円」を「91,919円」に、「0.997560945」を「0.997959773」に改め、同条の算式の符合B中「1.035」を「0.992」に改め、同条の算式の符合C中「平成8年度」を「平成9年度」に、「1.157」を「1.019」に改める。

第四条中「市町村」との「の下に」に「交付税省令第三十四条第二号の」を加え、同条の算式中「1.8134」を「1.9574」に、「0.999269394」を「0.999428799」に改め、同条の算式の符合B中「1.0023」を「0.9962」に、「0.9786」を「0.9774」に改める。

第五条中「市町村」との「の下に」に「交付税省令第三十七条の五第二号の」を加え、同条の算式中「0.999560571」を「0.999892074」に改め、同条の算式の符合B中「0.953」を「0.875」に、「1.140」を「0.970」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(市町村たばこ税増収見込額の算定方法)

第六条 地方特例交付金に関する省令第九条第二号の市町村ごとの市町村たばこ税増収見込額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 0.19291 \times 0.999432813$$

(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 第4条の算式の符合Aに同じ。

B 第4条の算式の符合Bに同じ。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

課税標準額の段階	乗率
五万円以下のもの	八・五八〇
五万円を超え十万円以下のもの	一・九六四
十万円を超え二十万円以下のもの	一・五二七
二十万円を超え四十万円以下のもの	一・一一二
四十万円を超え六十万円以下のもの	一・〇一九

六十万円を超え八十万円以下のもの	一・〇〇九
八十万円を超え百二十万円以下のもの	一・〇〇八
百二十万円を超え百六十万円以下のもの	一・〇〇八
百六十万円を超え二百万円以下のもの	一・〇〇八
二百万円を超え三百万円以下のもの	一・〇〇三
三百万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇〇六	一・一七七	東郷町	〇・九八一	〇・八一五
米子市	一・〇〇九	一・一三八	三朝町	〇・九七一	〇・七七八
倉吉市	〇・九八七	〇・九六一	関金町	〇・九八〇	〇・六〇二
境港市	〇・九九一	〇・九五七	北条町	一・〇〇〇	〇・七八一
国府町	一・〇〇二	〇・九〇二	大栄町	〇・九七〇	〇・七五九
岩美町	〇・九八三	〇・七六七	東伯町	〇・九六三	〇・八六三
福部村	一・〇〇七	〇・七四四	赤碓町	〇・九七九	〇・七九三
郡家町	〇・九九二	〇・八八五	西伯町	〇・九八四	〇・八七七
船岡町	一・〇〇九	〇・八七〇	会見町	〇・九九四	〇・七九九
河原町	〇・九九一	〇・八三三	岸本町	一・〇一四	〇・九七〇
八東町	〇・九八八	〇・八五三	日吉津村	一・〇〇七	一・一〇〇
若桜町	〇・九五七	〇・七五五	淀江町	〇・九九四	〇・八七四
用瀬町	〇・九七四	〇・八一九	大山町	〇・九八二	〇・七八七
佐治村	〇・九七八	〇・六九〇	名和町	〇・九九四	〇・八六六
智頭町	〇・九六六	〇・七七六	中山町	〇・九九一	〇・七五一
気高町	〇・九九三	〇・七七七	日南町	〇・九五五	〇・七四〇
鹿野町	〇・九七〇	〇・八〇八	日野町	〇・九七二	〇・七九五
青谷町	〇・九九六	〇・七九九	江府町	〇・九八〇	〇・七六八
羽合町	一・〇一〇	〇・八〇七	溝口町	〇・九八三	〇・八〇六
泊村	〇・九八五	〇・七〇六			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則の規定は、平成十一年度分の普通交付税及び地方特例交付金から適用する。